

## ラオス法整備支援の10年間

[ラオス]法の支配発展促進プロジェクト

業務調整専門家

川村 仁

### 1. はじめに

私がラオスに来たのは、1999年、今から20年以上前のことになります。日本の国際NGOの職員として赴任したのです。10年間NGOの世界で、無我夢中にグラスルーツの人たちと関わってきました。そしてそののち、2010年に、現在の「法の支配発展促進プロジェクト」の前の「法律人材育成強化プロジェクト」業務調整員としてのポストを得て、NGOからODAの世界へ引っ越してきたのです。プロジェクトの名称こそ変わりましたが、2010年から始まったラオスでのプロジェクトの基本的な活動やそのスタイルは現在まで変わりがありません。本稿は業務調整員として一国の法整備支援プロジェクトに10年間携わった経験の中で、日本から来られた法律専門家とともに、大勢のラオス人カウンターパートと協働し、いかにスムーズにプロジェクトを動かし、有意義な活動を行うかに腐心し、工夫する中でいくつかのエピソードを紹介し、そこから僅かでもなにかしらの「学び」を記録できたらと期待したものです。

私のこの経験はラオスという国に限られたもので、他国での支援にすぐに応用できるものではないでしょう。ステレオタイプにそれぞれの国の国民性をジョークにすることは好きではないのですが、長く暮らしていると、お隣のベトナム人、中国人、カンボジア人やタイ人とは似ているようで明らかに違う「ラオス人氣質」というものも分かってきます。それがゆえに国際協力、法整備支援もそれぞれの国ごとにやり方やスタイルを変えざるを得ないでしょうし、それがプロジェクト運営の難しさでもあり、面白さでもあります。

### 2. 人が来ない

2010年に始まったプロジェクトの最初の1年は本当に苦難の連続でした。今でもよく覚えています。民事訴訟法ワーキンググループの最初の会議の日に、現在はラオス最高裁副長官に若くして昇進されたブンクアン・タヴィサックさんから「こんな計画じゃ何をしたいのか分からない。いつまでに何をするのかもっと詳細なプランを示してくれないと困る。」と多少あきれた顔つきで言われたのです。確かにそうかもしれない。我々のプロジェクトは4つの機関から人が集まり、ラオスの法律を研究して、成果物（本）を作る、としか決まっていませんでしたから。いつまでに、どんな本を作るのか、まったく白紙からのスタートでした。

「結果として30ページの薄い本でもいいんです。時間がかかってもいいんです。プロセスを重視してください。」とJICA本部の専門員からは言われましたが、別々の4つの機

関から集められた年齢も経験もばらばらなメンバーは「俺たちこれからなにすりゃいいんだろう」とでも言いたそうな途方にくれた表情でした。それ以来、会議を計画してもなかなか参加者が集まらない日が続きます。法務省から派遣されていた専門家チーフは、約束した会議時間5分前になると「今日はメンバーが来てくれるだろうか」と心配そうにカーテンを開けて窓から駐車場を見つめていました。「おっ来た！」10分遅れで1人、5分後にもう1人。でも結局来たのは2人だけで、1時間お茶を飲んで待ったが、他誰も来ず、結局その日は散会。そんなことがしばらく続いたのでした。

4つのカウンターパート（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察庁、国立大学法政治学部）から選抜されたメンバーで混合のサブワーキンググループを作って、ラオス法を研究し、本を執筆する。というプロジェクトのコンセプトは今から振り返ると大変画期的で、10年経った今もなおそのスタイルが継続しています。しかし、そのやり方が定着するまでには、相当な時間が必要だったのです。

### 3. スキナー箱とごほうび

会議を計画しても参加者が少ない中、どうしたら皆さんに参加してもらえるかを真剣に考えました。そのとき、大学の教育心理学の授業で勉強したスキナー箱という実験を思い出しました。箱の中のマウスがレバーを押すと餌が出るようにすると、そのうちに自発的にレバーを押す行動が定着するというものです。行動心理学では好ましい行動を定着させるには、「頻繁に報酬（ごほうび）を少量与える」のがいいと言われます。カウンターパートをネズミに例えるなんて大変不遜ですが、我々人間もなにかごほうびがないと、忙しい本来業務の最中に同僚の冷たい視線を浴びながら、事務所を抜け出してプロジェクトの会議に参加しようとは思わないものかもしれません。なにか行動強化のための報酬が必要だと思いました。

時間を割いてプロジェクトまで来てくれたメンバーをまず大切に歓待しよう、という目標を定めました。飲み水だけでなく、クッキーとオイシ（O i s h iという名称の甘い緑茶）を用意し、専門家みんなで70人以上もいるカウンターパートメンバー全員の名前と顔を覚えることにしました。これは日本人には大変なことでした。なんといってもラオス人の名前は難しいし、長いのです。更に普段はニックネームで呼びあうので、ラオス人同士も本名を知らないなんてことも当たり前のことです。その後もワーキンググループの食事会を企画したり、合宿形式の会議（リトリート会議）を始めたり、あるいは会議の前日には全員に確認の電話をしたりと、メンバーの参加度を高める工夫は何でもやりました。

これはごほうびとは言えないかもしれませんが、合宿会議の夜、メンバーと専門家の食事会では、率先して日本側が歌や踊りを披露しました。宇宙戦艦ヤマトを熱唱した専門家、また、日本人チームでピンクレディのUFOを踊ったこともありました。ラオス側メンバーから大きな拍手をいただいたとは思いますが、皆さんの笑顔は多少微妙であったのは間違いないでしょう。

そうした努力が実って、徐々に会議の参加者は増えていきました。また会議だけでなく、

局長クラスの方が、プロジェクト事務所をふらっと訪ねてくれることも増えました。法律のレポートを書いているが、日本人専門家の意見を聞きたい、と言ってやってくる方も増えたのはうれしい限りでした。

しかしながら「報酬（ごほうび）」で参加をうながすというやり方はそのままではすぐに壁にぶつかります。ごほうびがないと会議に来なくなってしまうからです。きわめて分かりやすいのは、「日当」が支給されれば出席するが、なければ参加しない、という問題です。これを解決するのはなかなか難しいことですが、最終的にはいかに「内発的な動機付け」を養成できるかにかかっていると思います。

現在中部高等裁判所長のソムサク・タイブンラックさんがプロジェクトの終了時評価の際に話してくれた言葉が忘れられません。「JICAのプロジェクトに参加してとても議論が楽しい。外国の大学に留学するより、このプロジェクトに参加した方がずっとよい。外国に留学しても外国法のことしか勉強できないが、このプロジェクトではラオスの法律について勉強でき、皆で議論ができるからです。」彼のようにプロジェクトに参加し、議論することが楽しい、という境地に至ってくだされば、こんなにうれしいことはありませんし、仮に目先のごほうびがなくても、参加率は向上するはずです。

#### 4. ラオス語

ラオス側メンバーと専門家間の関係が、緊張や不信ではなく、心からの安心と信頼に基づいた関係であることは大変重要です。誰でも遠慮せずに発言したり、質問したりできることが大事です。年長者や専門家の発言に対しても、若いスタッフが遠慮なく反論したり、自説を唱えたりできる場、それを保証するために私たちは「敷居を下げ、だれでも気軽に参加し、立ち寄ることができるプロジェクト」にすることを目指しました。特にいつも現地語であるラオス語でやり取りできる、というのはプロジェクトの敷居を低くすることに役立ちました。ラオスの一般の公務員は英語は相当苦手ですし、また、かなり英語が得意な方たちであっても、ラオス語での会話、議論だと安心して（冗談なども混ぜながら）話をを進められるようでした。

2010年当時、日本側とラオス側が、何語を介して、どのように議論を進めるかを検討し、いろいろと試みたことを思い出します。その結果、日本の法律専門家の皆様にとっても、英語を介して議論をするのは難しいことが分かりました。（日本の専門家の英語能力が限定的であるという理由以上に、日本語－英語－ラオス語と二重に通訳を介すことで、用語の定義の違いなどが増幅され、本意が伝わらないという理由が大きい）そのため、原則的には、「日本語－ラオス語」の通訳を介して、議論を進めることを基本方針としました。

それから日本語－ラオス語通訳者を探す長い旅が始まったのでした。法整備支援において通訳の重要性とともに、法分野の通訳のできる人材がいかに限られているか、を思い知らされることになりました。いったい何人の通訳者候補を面接し、試験的に通訳をやっていたことでしょうか。そしてことごとく「私には無理です・・・」「法律の通訳はやりたくないです」と断られたことか。しかし通訳者がいなくても、プロジェクトの活動は進

めなければなりません。仕方なく、業務調整員の私が通訳をかってでることとなりました。とはいえ、日本の法律もラオスの法律もまったく勉強したことがない私に会議の通訳は大変な重荷で、翌日の通訳が心配で、夜眠れなかったこともしょっちゅうでした。

ラオス語の通訳者にとって大きなハンディキャップとなるのは、まともな辞書がない、ということです。仕方なく日本語－タイ語、あるいは英語－タイ語の辞書を補助的に使うしかありませんでした。(ラオス語とタイ語はともにパリー・サンスクリット語を源流としており、共通点の多い兄弟語と言えます) その当時の私にとって、日本の法務省刑事局の編纂した「法律用語対訳集(タイ語編)」は参考にできる法律関連の唯一の辞書であり、ページが手垢で黒くなるほど使わせていただきました。心から感謝いたします。

まったく自信のない中で通訳を担当して、印象的なことがありました。刑事訴訟法グループの会議の中で、ラオス側が「裁判所でタイスワンをする」という説明がしきりに出てきました。

私「すみません、タイスワンってどういう意味ですか？」

カウンターパート「(そんなことも知らないの) 裁判官が、当事者に尋問(サックターム)することですな」

私「んん？それではタイスワンと尋問(サックターム)はどう違うんですか？」

カウンターパート「ええ？？んんん・・・サックタームは何かを質問することだし、タイスワンはタイスワンですよ！」

とりあえず、タイスワン＝審問と訳しておきましたが、日本側法律専門家も納得してくれません。「審問って、裁判官の一行為をいうのか、それとも裁判の手続の一つですか？」ラオス側にも質問してみますが、要領を得ませんでした。謎が解けないまま、不本意ながら「タイスワンとは裁判官が当事者に尋問、質問するようなこと(らしい)」としておきました。

その後、2か月ほど経って、ある会議の終了後、もしかしたら説明していただけるのではと思って、国立大学法政治学部長のヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ先生(当時副学部長)に、「タイスワン」って何ですかと質問をぶつけてみました。

ヴィエンヴィライ先生「語源的には昔から、警察官が(捜査)するのをスープ・スワン、検察官がするのをソープ・スワン、裁判官がするのをタイ・スワンというのですよ」

なるほど！なにか一行為を指す言葉ではなく、捜査官、検察官、裁判官それぞれの主体別に行う捜査、取り調べ、聴取、審問などを大きくひっくるめた用語だったのか、と謎が解けた瞬間でした。

現在私自身が会議通訳をする場面はほとんどなくなりました。極めて優秀かつ経験のある何人かの日本語－ラオス語通訳者が協力してくれているからです。今活躍してくれている通訳者の皆さんとは、今まで10年間ずっとこうして専門用語の定義と、その意味のスコープに頭を悩ませ、適切な訳語を追い求める日々でした。そして、今もなお議論のたび

に新しい訳語が生まれています。その蓄積があるからこそ、現在のプロジェクトでは以前に比べ、より深い法律の議論が可能となっているのです。

## 5. チャートを作る

民事訴訟法、刑事訴訟法ワーキンググループの最初の活動で、それぞれの訴訟手続チャートを作ろう、ということになったのは、図らずも大正解であったと思います。現在でもこのチャートブックは各機関で利用されていますし、国会議員にも配布され、とても分かりやすいと評判を得ました。ラオスの民事、刑事の訴訟手続の流れをチャート化し、それぞれの手続の根拠条文を併記したものです。どちらも20ページに満たない大変薄い冊子です。しかし実際に作り始めてみると、簡単に思えた作業に多くの紆余曲折がありました。

まず、ラオスの皆さんにとって「チャート図」というものが一般的でないことが最初の大きな障害でした。ラオス側から最初に出された案は、「民事訴訟の7段階」というもので、四角く囲まれた訴訟手続が線で結ばれていますが、なんと一番最初の第一審手続がページの一番下にあり、それから最高裁の破棄審まで、手続の流れが上に上がっていくものでした。たぶん最高裁を頂点とする裁判所の組織図を使って手続チャートを作ったために、下から上に向かうチャートになっていたようです。

「手続のチャート図は、時間の流れに従って各手続が矢印でつながっていくもので、上から下に、あるいは左から右に流れがないと不自然」とであると説明したものの、最初「どうして下から上にはいけないんだ？」とすぐには納得してもらえませんでした。しかし作業をしていくうちに、訴訟手続のチャートはページをまたがって、数ページにわたることが分かり、そうするとチャートは上から下に流れていかざるを得ない、ということが経験的にラオス側にも理解されていきました。

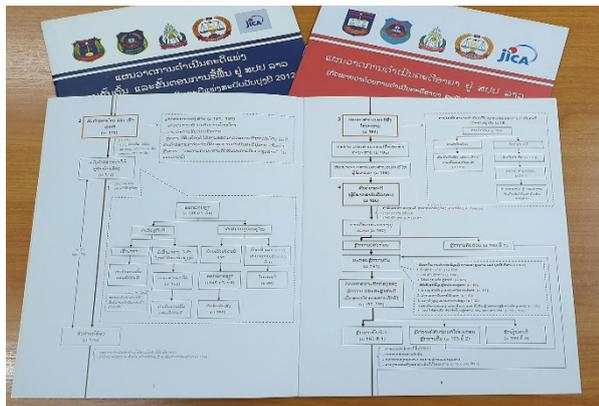
また、多くの途上国で同じようなことが言えると思いますが、多くの会議、または研修会であっても、参加者は座ったまま、ということが多いです。特にランクの高い公務員が上座に座り、若手は後ろの方に遠慮がちに座ります。しかし人材育成のプロジェクトで、特に若い公務員の養成を考えると、いつも固定した席というのは活発で自由な議論の妨げになります。

こうした点でもチャート作りという活動は、人材育成にとっても適していたように思います。いつものように座ったままでチャート作りはできないからです。皆さんに立ち上がっていただき、小グループに分かれ、各手続を厚紙に書き出し、それをボードに貼り付けていくことでチャートを少しずつ作成していきます。小グループに分かれること、年齢や席順のギャップを取り除いたことで少しずつ若いメンバーにも発言が増えていきました。

チャート作りのために考案した道具もあります。というのも、当初フリップチャートやホワイトボードを使っていましたが、すぐにスペースが足りなくなりました。次はグループごとに大きな模造紙をつなげて壁に貼って、そこに各手続を記入した厚紙を貼って作業していましたが、会議室によっては適当な壁がないこともありました。そこで、町の建材屋に行って塩ビのパイプを購入し、それを使って組み立て式の自立するボードを作りま

した。会議終了後は分解して、プロジェクトの4WDに積み、持ち帰って、次の会議でまた同様に組み立てることができる優れたものです。考案した専門家の名前をとって「石岡式組立自立ボード」と名付けました。

こうした訴訟手続チャート作りは、最初の予想よりだいぶ時間はかかりましたが、今までラオスになかったものとして、またそれを作成したメンバーの人材育成に大いに寄与したとして、ラオス側から高く評価されました。



【好評を得た訴訟手続チャート】



【石岡式組立自立ボードを使って議論する  
専門家とカウンターパート】

## 6. 研修の前に、訓練を

プロジェクト開始当初、日本から来た法律専門家が頭を抱えていたのは、カウンターパートのワーキンググループメンバーが法律書を持っていない、会議に持ってこない、ということでした。法律の解説書やコンメンタールではありません。法律書そのものを持っていない、あるいは持っていて会議に持ってこない、という問題でした。そのため、日本の専門家が「ただいまラオス側から実務では〇〇している旨説明がありました、その根拠条文はなんですか？」と質問しても、「確か刑事訴訟法の中にそういう条文があるはずですが・・・」としか答えられず、確認もできない。日本側は翻訳されたラオス法を持っていて、「それは第〇〇条ですか？」と聞いても、ラオス側は誰も法律書を持っていないので確認できない、などということが繰り返し起こりました。日本側専門家が、ラオス側の意見や説明のたびに、「その根拠は？」としつこく聞き続けるので、そのうちラオス側のリーダーが専門家に代わって「その根拠は？」と聞くようになり、1年ほど経つと、若いメンバー自身が意見を言った後に自らその根拠条文を確認し、メンバーの記録担当者がプロジェクトにその根拠条文を映して、全員で確認する、というようなことが起こってきました。

こういう変化というのは、1回2回の研修で身に付くものではなく、繰り返し繰り返し言われたり、指摘されたりして初めて獲得できる。特に若い法律家にとっては、研修の前に、法律家としての「訓練」（あるいは「しつけ」と言ってもいい）が必要なのではないか、と思ったものでした。メスや鉗子を持たない外科医が手術できないのと同様、法律書を持ってこない法律家は仕事できません！という専門家の言葉に、カウンターパートも半分恥

ずかしそうにうなずいていたことを思い出します。

その後10年が経ち、議論の中で根拠条文を確認することは当たり前のことになり、昔はなかった自前のノートブックPCを持ってくる人も増え、すべての法律、政令などを即座に確認することもできる時代になりました。またUSAIDの支援で司法省が作ったスマートフォンの画期的アプリケーション「L a o L a w」もあり、Wi-Fiがあればスマートフォン上ですべての法律を参照でき、法律の議論をするのにすこぶる便利な時代になっています。

## 7. カウンターパートに寄り添う

最近、開発途上国に対する日本の法整備支援は「寄り添い型支援」という言葉を耳にするようになりました。「寄り添う」という言葉を今まで意識して使ってきたことはないですが、寄り添い型支援とはどういう支援をいうのでしょうか。私なりに意識すれば「相手国のことをよく理解し」「一緒になって行う」「被支援国中心の支援」ということでしょうか。確かに一部の国の支援には、「相手国のことを理解しないまま」「ドナー国が一方的に」「押し付け」ているのでは、と思われるものがあります。

支援する相手国のことをよく理解することの重要性に異議を唱える方はいないでしょう。派遣される専門家はどなたも派遣前にラオス関連の本を読んだり、ラオス語の基礎を勉強されたり、それぞれに努力をされて赴任されていました。赴任後は、まずはプロジェクトのアシスタントからラオス料理の名前を教えてもらったり、伝統のスカートを仕立ててみたり、結婚式やお葬式に呼ばれて参列したりするでしょう。あるいは活動の相談をするためにカウンターパートの局長の事務所を訪ねて、お茶をごちそうになりながら雑談にも花を咲かせるとともに、壊れて使えないエアコンがたくさんあったり、パソコンやコピー機もほとんどないことに気付いたり、節電のためエレベーター利用禁止になっていたりとすることを知ることになります。相手をよく理解するとは、その国の言語、文化、歴史、政治体制を知ることから始まります。赴任から最初の半年程度は、どなたも一生懸命にラオスを理解しようと努めます。しかし、だんだんと新鮮さがなくなっていくからでしょうか、支援国への興味が失われていく方もいます。

端的な例は現地語の習得でしょうか。赴任当初は先生を雇ったり、職場のアシスタントから週1回2回現地語を勉強するのですが、食堂でお気に入りのメニューとビールの注文ができる程度にまで勉強したあとは、多忙を理由に勉強を断念されてしまう方が多いように見受けられます。「派遣期間の2年間程度で仕事で使えるほど現地語を習得できるわけがない。勉強しても時間の無駄」と思われるのかもしれませんが。確かにどんなに懸命に勉強しても2年程度では仕事で使えるまでには上達できないかもしれません。しかし、断言します。現地語や現地の文化への関心と興味を示すことは、カウンターパートのその専門家を見る目に大きな影響を与えます。専門家にとって、決して「時間の無駄」とは思えないのです。

法律専門家が他の分野の専門家に比べて大変だと思うのは、「実演」してみせることがで

きないことです。医療の専門家であれば「治療」をやってみせたり「医療機器」を扱ってみせたりします。電子工学の専門家であればコンピュータを操作してみせることができます。しかし法律専門家が使えるのは「言葉」しかありません。しかも通訳を介してしかやり取りできない、というハンディキャップがあります。

これは皆さん悩まれることだと思いますが、専門家がどんなにいいことを話しても、カウンターパートが聞いてくれないことがあることです。外面的には聞いているふりをしていますが、実際はあまり真面目に聞いてくれないこともあります。それは、人が誰かの話を聞こうとするとき、その人への尊敬や共感（多少の権威も）が必要だから、だと思います。「何を言うか」は大切ですが、それと同時に「誰が言うか」がラオスのような国では非常に重視されることを忘れてはいけません。そのためにも、日本の法律専門家は、相手国への愛情と関心を常に示し続けてほしいと思います。

## 8. ラオスの誇りを大切にす

プロジェクトがカウンターパート機関からの信頼を得るにつれ、ラオスの法制度の問題点や欠点を隠したり、恥ずかしいと思わず、日本側にも包み隠さずオープンにする態度が見え始めました。そうなるまでにはやはり時間がかかります。特に思い出されるのは民法典起草支援を始めた2012年の最初の合宿キックオフ会議のことです。その会議には、当時の国会の法務委員長のダーヴォーン・ワンヴィジット先生をお呼びし、日本からは慶應大学の松尾弘先生ほかにご参加いただき、今後どのように民法典の起草とその支援を行うか、という方向性を確認した重要な会議でした。

会議中、また食事の席などでご一緒に通訳なども行いましたが、ダーヴォーン先生は日本側の支援チームに対して、最初笑顔もなく、なにか心を開いてくれていない感じでした。あとにして思えば、「革命後の大変な時代に法律を作ってきたのは我々だ」「その苦勞も知らない外国人に簡単に批判などしてほしくない」「新しい民法典もラオス人がつくる法律だ」「日本の理論を押し付けられては困る」という日本側への多少の猜疑のお気持ちだったのかも勝手に想像しました。しかしそのダーヴォーン先生も会議の回を重ねるごとに、表情が柔和になり、日本側にも笑顔で接してくださるようになりました。

その変化の理由を振り返ると、日本側が「ラオスの誇り」を常に尊重してきたことに尽きると思います。特に民法典支援アドバイザーグループを代表する松尾弘先生がすこぶる素晴らしいのは、どんな質問にも的確な回答、すぐに諸外国の法律を例に挙げて説明できる、というだけではありません。何と言っても感服するのはその姿勢です。もうすでに会議の中で説明しつくした質問や、多少的外れな質問があっても、「大変重要な質問だと思います」「とても素晴らしい視点ですね」とそれを必ず褒めることを忘れません。そして「新しいラオス民法典はアセアン地域のみならず、世界においても誇ることでできる素晴らしいものになるでしょう」と常にラオスの誇りを尊重し、勇気付け、士気を鼓舞することを忘れないのでした。

## 9. 長期でコミットする

ラオス政府から JICA の支援が評価されている理由の 1 つは、同じコンセプトで長期にコミットする姿勢だと思います。10 年間以上変わらぬカウンターパート 4 機関を対象に、混合のワーキンググループを設置して、ラオス法の研究を行うことを通して、法律人材の育成を図る、というコンセプトは、すっかりラオスで定着したように感じます。

当初、(どの国にもあると思いますが) 組織と組織の間には見えない壁があり、法律の解釈にも差異があり、違う組織のメンバー間で感情的ないざこざが絶えませんでした。しかし、4 つの組織の合同調整委員会メンバー (JCC / 副大臣級) の全面的理解を得られたのは幸いでした。特に、プロジェクト開始からあまり時間をおかない時期に、4 機関の JCC とマネージメントコミッティ (MC) の日本招聘を実現することができたことが大いに役立ちました。その機会に、日本の法曹養成の現場を見学すると同時に、「ラオスでも 4 機関がそれぞれバラバラに養成するのではなく、合同で優れた法律家を養成することが必要だ！」という合意が形成されたのです。(この本邦招聘の際の 4 機関のトップの一致団結によって、毎晩の日本酒とさしみとワサビがおおいに役立ったことは特筆しておきましょう)

10 年を経て、プロジェクトに参加している、あるいはかつて参加した 200 名に及ぶメンバーの関係性は、組織の垣根を越えたプロジェクトのプラットフォームから、より広範なインフォーマルなネットワークに発展したことが見て取れます。プロジェクトとは関係ない場所で、例えば何か司法省で研修会を企画したときに、知り合いの検察官、裁判官、あるいは大学の先生に直接気軽に電話で講師依頼をし、一緒に研修会を運営する、というような関係がたくさん生まれているのです。

組織を超えた混合ワーキンググループを設置して、研究と人材育成を行うスタイルは今もなおラオス側から評価されているのですが、こうしたやり方は、調整にはとても手間暇がかかる一方、成果が発現するまでに時間を必要とします。それも理由の一つだと思いますが、他の開発パートナー (DP) はなかなか採用しない、日本の法整備支援のユニークな支援スタイルとなっています。様々な障害はあるでしょうが、一国の基盤である法制度を支援するためには、覚悟とともに、より長期にわたるコミットメントが極めて重要だと感じています。

## 10. おわりに

私が卒業した大学はカトリック系の大学でした。学部の先生方の中には、欧米からいらしたカトリックの神父であり、数十年日本に暮らし (多くの神父が大学の中にあるハウス / 修道院にずっと住んでいらした)、極めて流ちょうな日本語で授業をされる先生も多かったです。夕方、授業後にクラスの希望者数人で、先生のお住まいのハウスを訪ね、英会話のレッスンをしていただいたりしました。クリスチャンでもない私は、「ファーザー、どうしてこんなにも長く日本に住んでいらっしゃるのですか？」などと遠慮ない質問をしたものでした。もう数十年日本に住んでいらした高年齢のドイツ人の先生はあまり多

くを語りませんでした。が、「ミッションですよ」と笑顔でおっしゃったように記憶します。ああ、それでミッションスクールというのか。キリストの福音を伝えるために宣教師、伝道師が、使命を持って、その国に骨を埋める覚悟で海を渡って来られたことをその時に知ります。

## 「ミッション」

その時以来、この言葉の重みをより深く考えるようになりました。自分にも何か人生をかけるようなミッションがあるのだろうか。ここでは書くことができませんが、私が1999年にラオスに来ることになったのも、何かの運命に導かれたと今でも信じています。その時に思ったのは、これがきっと自分に与えられた「ミッション」なのだという気持ちでした。

国際協力の世界でも、「ミッション」という言葉はよく使います。日本からいらっしゃる調査団や短期専門家の派遣に対して使うことが多いようです。しかし本来的には長期派遣専門家こそが最も大きな使命と覚悟を帯びて開発途上国に渡っていきます。組織から派遣される専門家は、それが自分の希望した国でないこともあるでしょう。派遣される国によって、食事、文化、治安、医療水準、政治体制などさまざまですし、これだけ世界が狭くなった時代においても、やはり開発途上国でミッションをはたすことは、相当の努力と覚悟が必要だと思えます。

また2020年には新型コロナという今までにない厄介な外部条件が生じ、不本意にも日本に避難せざるを得なかった専門家、長く赴任待機のままになった専門家も多かったでしょう。半年以上も再赴任できず、プロジェクトや派遣期間が限られた方にとって、「行きたくても行けない」という焦燥感はどれほどだったでしょう。「行ってする苦勞」もあれば、「行けない苦勞」もあるのですね。

この10年間、日本の法律専門家とともに法整備支援の現場に携われたことはとても充実した経験でしたし、また、わずかながらラオス語の通訳、翻訳という役割を担った時間は、知的な興奮に満ちたものでした。これから私のラオスでのミッションはどうなっていくのかは分かりませんが、もうしばらくは現在のプロジェクトでできる限りのお手伝いをする予定です。

禅宗に「随処に主となれば、立処皆真なり」という言葉があります。国際協力、法整備支援の仕事に携わる皆様の活躍の場所がどこであっても、あるいはそれがどんな役割や、仕事であっても、いつもご自分の「ミッション」を忘れることなく、覚悟を持って主体的に向き合えば、道は開けていくものと信じます。